

さま
様

して い ち い き ぞう だん し えん さ ー び す
指定地域相談支援サービス

じゅうよう じ こう せつ めい し ょ
重要事項説明書

とう じ ぎ ょ う し ょ し ょ う が い し ゃ に ち じ ょ う せ い か つ お よ し ゃ か い か い せ い そ う ご う て き し え ん ほ う り つ
当事業所は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

し て い う
の指定を受けています。

お お さ か ふ し て い だ い ご う
(大阪府指定 第 2734900042 号)

け い や く し ゃ た い し て い し ょ う が い ふ く し さ ー び す じ ぎ ょ う し て い ち い き ぞう だん し えん て い き ょ う か い し
契約者に対する指定障害福祉サービス事業【指定地域相談支援】の提供開始にあた

こ う せ い ろ う どう し ょ う れ い も と け い や く し ゃ せ つ め い じ こ う つ ぎ
り、厚生労働省令に基づいて、契約者に説明すべき事項は次のとおりです。

じ ぎ ょ う し ょ め い
(事業所名)

し ゃ か い ふ く し ほ う じ ん し て ん の う じ ふ く し じ ぎ ょ う だ ん
社会福祉法人 四天王寺福祉事業団
し て ん の う じ ひ で ん と ん だ ば や し え ん
四天王寺悲田富田林苑

1 指定地域相談支援を提供する事業者について

事業所名称	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団
代表者氏名	理事長 南谷 恵敬
本社所在地 (連絡先)	大阪府大阪市天王寺区四天王寺1丁目11番18号 法人本部 06-6771-7971
法人設立年月日	昭和8年5月30日

2 ご利用者への指定地域相談支援を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	四天王寺悲田富田林苑
一般相談支援の 種類	指定地域移行支援、指定地域定着支援
サービスの おもたる対象者	身体障害者・知的障害者・障害者支援施設等に入所する15歳以上の 障害者みなしの者・精神障害者・難病等対象者
大阪府指定 事業所番号	指定地域移行支援 2734900042 号（平成25年1月1日指定） 指定地域定着支援
事業所所在地	四天王寺悲田富田林苑 大阪府富田林市向陽台1丁目3番20号
連絡先 相談担当者名	電話番号 0721-29-0500 ファックス番号 0721-29-0282 高橋 和人・船本 裕代・平田 耕二郎・濱家 香穂里 細島 みゆき・染川 資・中城 直美
事業所の通常 事業実施地域	富田林市
事業所が行う 他の指定障害 福祉サービス 等	施設入所支援 (平成21年 4月1日指定) 生活介護 (平成21年 4月1日指定) 短期入所 (平成24年 10月1日指定) 指定特定相談支援 (平成24年 4月1日指定) 指定障害児相談支援 (平成24年 4月1日指定) 居宅介護 (平成26年 11月1日指定)

(2) 事業の目的および運営方針、運営理念

事業の目的	指定地域移行支援及び指定地域定着支援（以下「指定地域相談支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定地域相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った指定地域相談支援の提供に努めることを目的とします。
運営方針	1. 利用者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 2. 利用者等の意志及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立った指定地域相談支援の提供に努めるものとします。 3. 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自ら提供する指定地域相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。 4. 利用者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとします。 5. 利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等との常時の連絡体制を確保し、利用者等に対し、障がい者の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとします。 6. 関係法令等を遵守します。
運営理念	せんげん 宣言 一、私たちは四天王寺開祖聖徳太子が帰依された仏教の精神（ころ）に基づき人の幸せをよろこびとして福祉社会の実現を目指します。 二、私たちは良質で信頼されるサービスを誠実に提供し安心して暮らせる地域（まち）づくりに貢献します。 三、私たちは人の尊厳と主体的な生活を守るとともに常に安全なサービス提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。
営業時間	午前9時から午後5時30分までとなります。

(4) 地域相談支援の可能な日と時間帯

地域相談支援実施日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。
実施時間	午前9時から午後5時30分までとなります。

(5) 事業所の職員体制

管理者	施設長 山口 浩子
-----	-----------

職種	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1人
相談支援専門員	指定地域移行・地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行います。また、自らも基本相談支援、指定地域移行支援、指定地域定着支援を行います。	常勤 兼務 7人

指定地域移行・地域定着支援従事者	【基本相談支援】 障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【指定地域移行支援】 障害者支援施設等へ入所又は精神科病院へ入院している障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行います。 【指定地域定着支援】 居宅において単身で生活する障害者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、障害福祉サービス事業所等との連絡調整などの支援を行います。	常勤 7人 (相談支援専門員兼務)
-------------------------	--	--

3 提供する指定地域相談支援の内容

(1) 指定地域移行支援

地域移行支援計画の作成	利用者の意向、適性、障害の特性等を踏まえ、地域移行支援計画を作成します。 計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行います。
地域生活に移行するための活動に関する支援	利用者との面接により、利用者の心身の状況等を把握し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談に応じます。また、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への外出の際に同行し、必要な支援を行います。 なお、面接又は同行支援は、おおむね週に1回、少なくとも月に2回行います。
障害福祉サービスの体験的な利用支援	利用者の状況等に応じ、地域生活へ移行するために必要な障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の体験的な利用を支援します。
体験的な宿泊支援	障害福祉サービス事業者や障害者支援施設等又は精神科病院の担当者との連絡調整を行い、利用者の相談に応じながら、一人暮らしに向けた体験的な宿泊の支援を行います。

※指定地域移行支援の実施にあたっては、市町村や指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、住居の確保や行政機関の手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、利用者の同意を得て代行します。

【地域移行支援計画作成の手順】

1	あせすめんと アセスメント および支援内容 の検討	利用者が入所・入院する障害者入所施設等又は精神科病院を訪問し、利用者（りようしゃ）に面接（めんせつ）を行い、利用者（りようしゃ）の心身（しんしん）の状況（じょうきよう）を、その置（お）かれている環境（かんきよう）及び日常生活（にちじようせい）全般（ぜんぱん）の状況（じょうきよう）、利用者（りようしゃ）の希望（きぼう）、課題（かだい）等を把握（はくわく）します。そして、利用者（りようしゃ）が地域（ちいき）において自立（じりつ）した日常生活（にちじようせい）又は社会（しゃかい）生活を営（い）むことができるよう（う）に支援（しえん）する上（う）での適切な（てきせつ）支援（しえん）内容（ないよう）の検討（けんとう）を行います（おこな）。
2	ちいきこうしえん 地域移行支援 計画（けいかく）の原案（げんあん）の 作成（さくせい）	アセスメント（あせすめんと）および支援（しえん）内容（ないよう）の検討（けんとう）結果（けっか）に基づき（もと）、利用者（りようしゃ）及びその家族（かぞく）の生活（せい）に対する意向（せいかつ）、総合（そうごう）的な援助（えんじょ）の方針（ほうしん）、生活（せい）全般（ぜんぱん）の質（しつ）を向上（こうじょう）させるための課題（かだい）、地域（ちいき）移行（こうし）支援（しえん）の目標（もくひよう）及び達成（たっせい）時期（じき）並び（なら）に地域（ちいき）移行（こうし）支援（しえん）を提供（ていきよう）する上（う）での留意（りゆうい）事項（じこう）等を記載（きざい）した地域（ちいき）移行（こうし）支援（しえん）計画（けいかく）の原案（げんあん）を作成（さくせい）します。
3	けいかくさくせいかいぎ 計画作成会議（けいかく） の開催（かいさい）	障害（しょうがい）者（しや）支援（しえん）施設（せつ）等（とう）又は精神（せいしん）科（か）病（びょう）院（いん）の担当（たんとう）者（しや）等（とう）を招集（しょうしゅう）し、計画（けいかく）作成（さくせい）会議（かいぎ）を開催（かいさい）し、地域（ちいき）移行（こうし）支援（しえん）計画（けいかく）の原案（げんあん）の内容（ないよう）について意見（いけん）を求め（もと）ます。
4	りようしやとう 利用者等（りようしや）への 説明（せつめい）・交付（かうふ）	地域（ちいき）移行（こうし）支援（しえん）計画（けいかく）の内容（ないよう）について、利用者（りようしや）又は家族（かぞく）に対して説明（せつめい）し、文書（ぶんしよ）により同意（どうい）を得（え）た上（う）で、地域（ちいき）移行（こうし）支援（しえん）計画（けいかく）を利用（りようしや）者に交付（かうふ）します。

(2) 指定地域定着支援

ちいきていやくしえんだい 地域定着支援台 帳（ちよう）の作成（さくせい）	利用者（りようしや）との面接（めんせつ）により、その心身（しんしん）の状況（じょうきよう）、置（お）かれている環境（かんきよう）等を把握（はくわく）し、利用者（りようしや）の緊急（きんきゆう）時（じ）において必要（ひつよう）となる家族（かぞく）、サービス事業（さーびす）者（しや）、医療（いりよう）機関（きかん）等の連絡（れんらく）先（せん）その他（た）利用者（りようしや）に関する情報（じようほう）を記載（きざい）した地域（ちいき）定着（ていやく）支援（しえん）台帳（だいちよう）を作成（さくせい）します。 台帳（だいちよう）作成（さくせい）後（ご）においても、適宜（てきぎ）、地域（ちいき）定着（ていやく）支援（しえん）台帳（だいちよう）の見直し（みなお）を行い（おこな）、必要（ひつよう）に応じて（お）地域（ちいき）定着（ていやく）支援（しえん）台帳（だいちよう）の変更（へんこう）を行います（おこな）。
じようじ れんらくたいせい 常時（じようじ）の連絡（れんらく）体制（たいせい） の確保（かくほ）	利用者（りようしや）の心身（しんしん）の状況（じょうきよう）及び障（しょう）がい（がい）の特性（とくせい）等（とう）に応（お）じ、適切な（てきせつ）方法（ほうほう）により、利用者（りようしや）又はその家族（かぞく）と常時（じようじ）の連絡（れんらく）体制（たいせい）を確保（かくほ）します。また、利用者（りようしや）の居宅（きょたく）への訪問（ほうもん）等（とう）を行い（おこな）、利用者（りようしや）の状況（じょうきよう）を把握（はくわく）します。
きんきゆう じたい 緊急（きんきゆう）の事態（じたい）にお ける支援（しえん）	緊急（きんきゆう）に支援（しえん）が必要な（ひつよう）事態（じたい）が生（な）じた場合（ばあい）には、速（すみ）やかに利用者（りようしや）の居宅（きょたく）への訪問（ほうもん）等（とう）により状況（じょうきよう）を把握（はくわく）し、その状況（じょうきよう）に応じて（お）、利用者（りようしや）の家族（かぞく）、利用者（りようしや）の利用（りよう）する指定（ししてい）障害（しょうがい）福祉（ふくし）サービス（さーびす）、医療（いりよう）機関（きかん）その他の関係（かんけい）機関（きかん）との連絡（れんらく）調整（ちようせい）、一時的（いちじ）な滞在（たいざい）による支援（しえん）その他の必要（ひつよう）な措置（そち）を適切（てきせつ）に講（こう）じます（こ）う）。

※常時の連絡体制の確保及び緊急の事態における支援を行うため、以下の体制をとります。

曜日・時間等	連絡先	対応方法
月～金（祝日のぞ除く） 9時～17時	0721-29-0320	施設電話にて職員が対応
上記以外	0721-29-0320	施設電話にて職員が対応

4 提供する指定地域相談支援の利用者負担額について

指定地域相談支援	相談に係る利用者負担額は発生しません。※
交通費	通常の実施地域以外の地域の障害者入所施設や精神科病院等を訪問して指定地域相談支援を提供する場合は、必要な交通費をいただきます。 公共交通機関を利用した場合・・・交通費の実費 事業者の自動車を使用した場合・・・1キロ当たり20円 有料道路利用時は、往復の有料道路代、駐車場の必要時は、駐車代の実費
その他の費用	利用者の事情により必要となる実費をご負担いただくことがあります。その際は、書面によって利用者への説明を行い、利用者の同意をいただきます。

※ 地域相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、地域相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に地域相談支援給付費の支給を申請してください。

5 交通費及びその他の費用の支払い方法について

交通費及びその他の費用の支払い方法について	交通費及びその他の費用については、1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。翌月の20日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 (ア)現金支払い (イ)下記指定口座への振り込み 金融機関名： 大阪南農業協同組合 富田林支店 口座種別・番号： 普通 9827731 口座名義： 社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺悲田富田林苑 理事長 南谷 恵敬 お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、地域相談支援給付費について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
------------------------------	--

※ 交通費、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当者の変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当者の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 山口 浩子 イ 連絡先電話番号 0721-29-0320 同 ファックス番号 0721-29-0282 ウ 受付日および受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時30分
---	---

※ 担当者の変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行います。当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 指定地域相談支援の提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

指定地域相談支援の提供に先立って、受給者証に記載された地域相談支援給付決定の内容・有効期間・地域相談支援給付量等を確認させていただきます。受給者証の住所、地域相談支援給付内容等に変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 担当者の決定等

指定地域相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、緊急時の対応等においては、担当者以外の職員が対応させていただくこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対して地域相談支援提供上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎゃくたいぼうし	かん	せきにんしゃ	しせつちょう	やまぐち	ひろこ
虐待防止に関する責任者			施設長	山口	浩子

② 虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、市町村に通報します。

③ 成年後見制度の利用を支援します。

④ 苦情解決体制を整備しています。

⑤ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
	○ 指定地域相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、指定地域相談支援の契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。

②個人情報^{こじんじょうほう}の保護^{ほご}について	○ 事業者^{じぎょうしゃ}は、利用者^{りようしゃ}からあらかじめ文書^{ぶんしょ}で同意^{どうい}を得ない限り^え、サービス担当者^{さーびすたんとうしゃ}会議^{かいぎ}等で使用する等^{しやうたう}、他の障害福祉サービス事業者^{しやうがいふくしーびすじぎょうしゃ}等に、利用者^{りようしゃ}の個人情報^{こじんじょうほう}を提供^{ていきやう}しません。また利用者^{りようしゃ}の家族^{かぞく}の個人情報^{こじんじょうほう}についても、当該利用者^{たうがいりようしゃ}の家族^{かぞく}からあらかじめ文書^{ぶんしょ}で同意^{どうい}を得ない限り^え、サービス担当者^{さーびすたんとうしゃ}会議^{かいぎ}で使用する等^{しやうたう}、他の福祉サービス事業者^{ふくしーびすじぎょうしゃ}等に利用者^{りようしゃ}の家族^{かぞく}の個人情報^{こじんじょうほう}を提供^{ていきやう}しません。 ○ 事業者^{じぎょうしゃ}は、利用者^{りようしゃ}及びその家族^{おや}に関する個人情報^{こじんじょうほう}が含まれる記録物^{きろくぶつ}（紙^{かみ}によるもの^{ほか}、電磁的記録^{でんじてききろく}を含む^{ふく}。）については、善良な管理者^{ぜんりやう}の注意^{ちゆうい}をもって管理^{かんり}し、また処分^{しふぶん}の際^{さい}にも第三者^{だいさんしや}への漏洩^{ろうえい}を防止^{ぼうし}するものとします。 ○ 事業者^{じぎょうしゃ}が管理^{かんり}する情報^{じょうほう}については、利用者^{りようしゃ}の求め^{もと}に応じてその内容^{ないよう}を開示^{かいじ}することとし、開示^{かいじ}の結果^{けっか}、情報^{じょうほう}の訂正^{ていせい}、追加^{ついか}または削除^{さくじょ}を求められた場合は、遅滞^{もと}なく調査^{ばあい}を行い、利用目的^{ちたい}の達成^{ちやうさ}に必要な範囲^{りようもくてき}内で訂正^{たっせい}等^{ひつよう}を行うものとします。（開示^{かいじ}に際して複写料^{ふくしやりやう}などが必要な場合は利用者^{りようしゃ}の負担^{ふたん}となります。）
---	--

10 緊急時^{きんきゆうじ}の対応方法^{たいおうほうほう}について

指定地域相談支援^{ししていちいきそうだんしえん}の提供^{ていきやう}中に、利用者^{りようしゃ}に病状^{びやうじやう}の急変^{きゅうへん}が生じた場合^{しやう}その他必要な場合は、速やかに主治の医師^{しゅじ}への連絡^{れんらく}を行う等の必要な措置^{おこな}を講じるとともに、利用者^{りようしゃ}が予め指定する連絡先^{れんらくさき}にも連絡^{れんらく}します。

上記以外^{じやうきいがい}の緊急時^{きんきゆうじ}において、利用者^{りようしゃ}に病状^{びやうじやう}の急変^{きゅうへん}が生じた場合^{しやう}その他必要な場合には、下記^{かき}の対応可能時間^{たいおうかのうじかん}に連絡^{れんらく}を受けた際は、利用者^{りようしゃ}の状態^{じやうたい}に応じて、必要な対応^{おこな}を行います。

連絡先^{れんらくさき}：電話番号^{でんわばんごう} 0721-29-0320 （対応可能時間^{たいおうかのうじかん} 9：00～17：30）

11 事故発生時^{じこはっせいじ}の対応方法^{たいおうほうほう}について

利用者^{りようしゃ}に対する指定地域相談支援^{ししていちいきそうだんしえん}の提供^{ていきやう}により事故^{じこ}が発生^{はっせい}した場合は、都道府県^{とどうふけん}、市町村^{しちやうそん}、利用者^{りようしゃ}の家族^{かぞく}等に連絡^{れんらく}を行うとともに、必要な措置^{おこな}を講じます。

また、利用者^{りようしゃ}に対する指定地域相談支援^{ししていちいきそうだんしえん}の提供^{ていきやう}により賠償^{ばいしょう}すべき事故^{じこ}が発生^{はっせい}した場合は、損害賠償^{そんがいばいしょう}を速やかに行います。

本事業者^{ほんじぎょうしゃ}は、下記^{かき}の損害賠償保険^{そんがいばいしょうほけん}に加入^{かにゆう}しています。

保険会社名^{ほけんがいのやめい} 株式会社 損害保険ジャパン^{かぶしきがいしや そんがいほけん じや ばん}

保険名^{ほけんめい} 社会福祉施設総合損害補償^{しゃかいふくし しせつそうごうそんがいほしょう}

保障^{ほしょう}の概要^{がいよう} 事業者^{じぎょうしゃ}の不備^{ふび}、欠陥^{けつかん}または、職員^{しよくいん}の業務上^{ぎやうむじやう}の管理・サービスミス^{かんり さーびすミス}などにより利用者^{りようしゃ}、第三者^{だいさんしや}の身体^{しんたい}に障害^{しょうがい}を与えた場合^{あた}に、法律上^{ほうりつじやう}負担^{ふたん}するべき費用^{ひやう}を支払^{しはら}う。

1 2 身分証携行義務

指定地域相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 3 心身の状況の把握

指定地域相談支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 4 連絡調整に対する協力

指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

1 5 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定地域相談支援の提供に当り、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

1 6 記録の整備

- ① 指定地域相談支援の実施ごとに、その提供日、内容等を記録し、指定地域相談支援提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 地域移行支援計画、利用者に関する市町村への通知に係る記録、利用者からの苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を整備します。
- ③ これらの記録は地域相談支援完了の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。）

1 7 苦情解決の体制及び手順

- (ア) 提供した指定地域相談支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- 本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員

・ 四天王寺大学 教授
・ 四天王寺大学 教授

鳥海 直美
笠原 幸子

TEL 072-956-3181
TEL 072-956-3181

(イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

苦情又は相談があった場合は、契約者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、契約者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。

対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、契約者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。時間を要する場合はその旨を速やかに連絡します。

【四天王寺悲田富田林苑における苦情の受付】

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付ます。

* 苦情解決責任者

四天王寺悲田富田林苑 施設長 : 山口 浩子

* 苦情解決受付窓口

四天王寺悲田富田林苑 統括支援長 : 谷口 直哉
支援長 : 白銀 雄一郎・武田 英基・坪井 信幸
前濱 亜由美・高橋 和人

受付時間

: 月曜日～土曜日 9:00～17:30

* 苦情ボックスの設置

: 玄関ホールに設置しています。

* 第三者委員

・四天王寺大学教授 鳥海 直美 TEL 072-956-3181
・四天王寺大学教授 笠原 幸子 TEL 072-956-3181

【富田林市の窓口】

富田林市役所 障がい福祉課

受付時間 : 月曜日から金曜日 9:00～17:30

〒584-8511 大阪府富田林市常磐町1-1

TEL 0721-25-1000 (代表)

【公的団体の窓口】

大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 福祉サービス苦情解決委員会

受付時間 : 月曜日から金曜日 10:00～16:00

TEL 06-6191-3130 (直通)

Fax 06-6191-5660

E-mail tekisei@osakafusyakyo.or.jp

重要事項説明書【指定一般相談支援】

サービス提供開始年月日
重要事項説明年月日

令和 年 月 日
令和 年 月 日

上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定地域相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年3月13日
厚生労働省令第27号）」第5条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

社会福祉法人 四天王寺福祉事業団
四天王寺悲田富田林苑

説明職員名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受けました。

契約者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

つづきから

続柄

()

(事業者名)

社会福祉法人 四天王寺福祉事業団

(事業所名)

四天王寺悲田富田林苑

(住所)

大阪府富田林市向陽台1丁目 3番20号

(代表者氏名)

施設長

山口

浩子

印